

豊橋市立牟呂中学校

# いじめ防止基本方針

令和 6 年 5 月 2 5 日

令和 7 年 4 月 1 日改訂

## 令和7年度 いじめ防止基本方針【豊橋市立牟呂中学校】

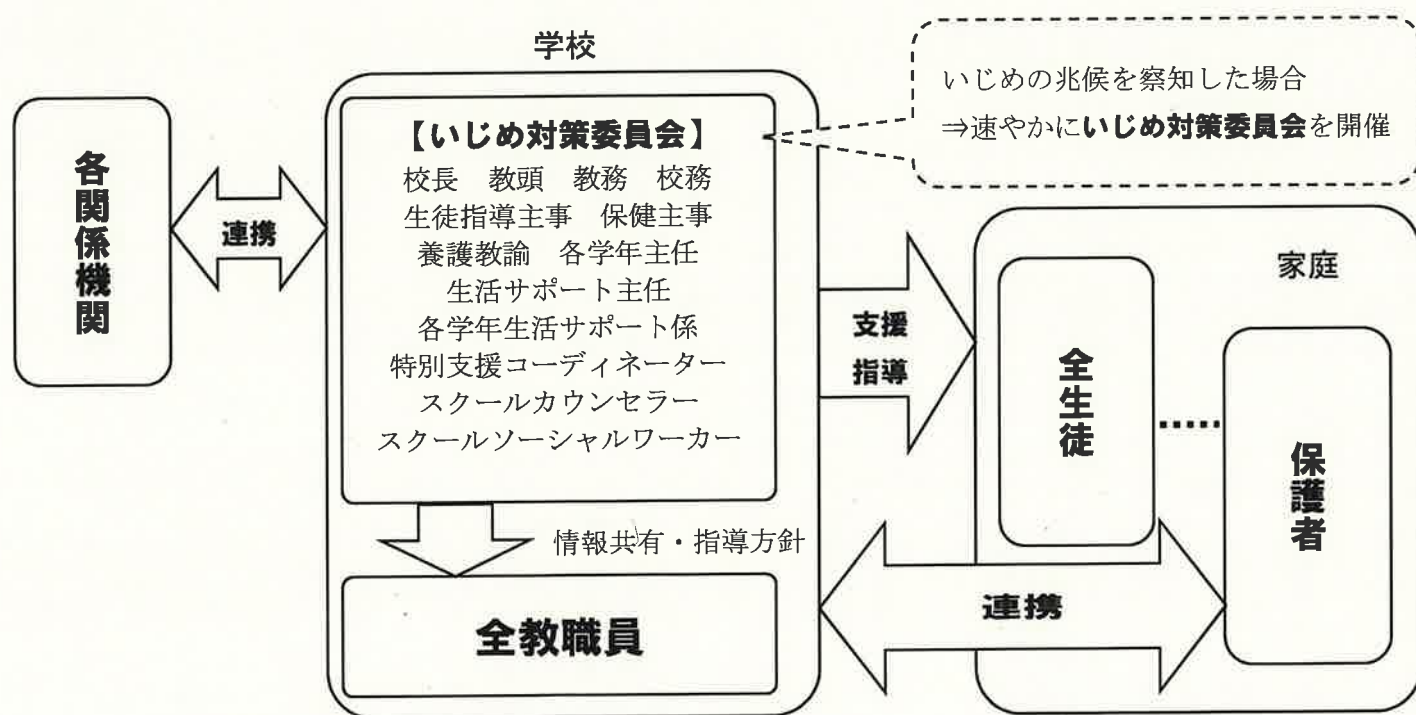
### I いじめ防止についての基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。学校生活には子どもたちの「居場所」があり、子ども同士の「絆」があることが大切となる。「居場所づくり」と、「絆づくり」を重視した学校づくりを進めることで、認め合える人間関係づくりが進み、いじめを未然に防止することが可能となると考える。

いじめについては、国も「いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」としていることから、学校としても、全教職員が、子どもたちからの小さなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導にあたっていく必要があると考えている。

### II 「いじめ防止対策組織」について

従来の「いじめ不登校対策・生徒指導委員会（生活サポート委員会）」を継続・拡大し、特別支援コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも組織として加え、いじめの些細な兆候や懸念を、特定の教員が抱え込むことのないように対応する。その際、あくまでも「いじめを受けた子どもを学校が守る」というスタンスを貫くことを前提とし、本委員会がいじめ防止（未然防止、早期発見・早期対応、事案措置 等）の取り組みの検討を行う中核組織となる。



## (1)「いじめ防止対策組織」の役割や機能等

### ア PDCAサイクル（取り組み検証）

- ・学校いじめ防止基本方針を始めとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN、DO、CHECK、ACT という計画、実行、評価、改善のサイクル）で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。そして、「みんなでつくろう牟呂中学校アンケート」を5月、10月、1月の3回実施する。

### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・「いじめ不登校対策・生徒指導委員会（生活サポート委員会）」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年1回「いじめ・不登校及びそれらにつながる事項」をテーマとした講話やケーススタディを実施して、教職員の生徒指導に関する力量向上に努める。
- ・いじめの構造を理解し、「観衆」及び「傍観者」が「相談者」や「仲裁者」に転換するように促す取り組みを、道徳科や学級活動等において行う。

### ウ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。また、「自己評価」「学校関係者評価」の結果を、学校新聞に掲載する。

### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ事案の事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、管理職の指導の下、学年主任を核として迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### オ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめ早期発見・対応マニュアル」に基づいて対応する。（資料2参照）
- ・学校が調査を実施する場合は、「いじめ不登校対策・生徒指導委員会（生活サポート委員会）」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子ども、保護者に対して説明を行う。また、いじめを行った子ども、保護者に対しても説明を行う。

## Ⅲ いじめの防止等についての具体的な取り組みについて

### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 子ども同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していくための「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した学級づくりを進める。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 全学年で情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- エ 確かな人権感覚を備え、子どもの多様な人格を認めることを基盤におき、体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。偏見や差

別的言動に対して迅速に指導にあたる。

**オ** 生徒指導委員会・アンケート後の生徒面談等で名前のあがった子どもについては、早期に面談を行い、いじめにつながらないように前もって支援体制を考える。

**カ** 学期始めに「生活サポート委員会全体会」を開き、気になる子どもの対応について全教職員が共通理解できるようにする。

## **(2) いじめの早期発見の取り組み**

**ア** 「みんなでつくろう牟呂中学校アンケート」(年3回:5、10、1月)や教育相談を実施し、子どもからの小さなサインを見逃さないように努める。

**イ** 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

**ウ** いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもがどこにでも相談できるような環境を整える。

## **(3) いじめに対する措置**

**ア** いじめの報告を受けたら、早急に「いじめ不登校対策・生徒指導委員会(生活サポート委員会)」で対応し、必要に応じて「ケース会議」を行う。

**イ** 被害にあった子どもを守り通すという姿勢で対応する。

**ウ** 加害者の子どもには教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

**エ** 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。

**オ** いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるときは、教育的な配慮や被害にあった子どもの意向を踏まえた上で、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて市教委、警察署、法務局等とも連携して行う。そして記載内容については、市教委や警察に削除要請を行う。

## **IV いじめ防止年間指導計画について**

資料1

## **V いじめ早期発見・対応マニュアル**

資料2

## **VI チェックリストについて**

(1) いじめ早期発見のためのチェックポイント (資料3)

(2) いじめ早期対応のためのチェックポイント (資料4)

(3) いじめ防止対策のためのチェックポイント (資料5)

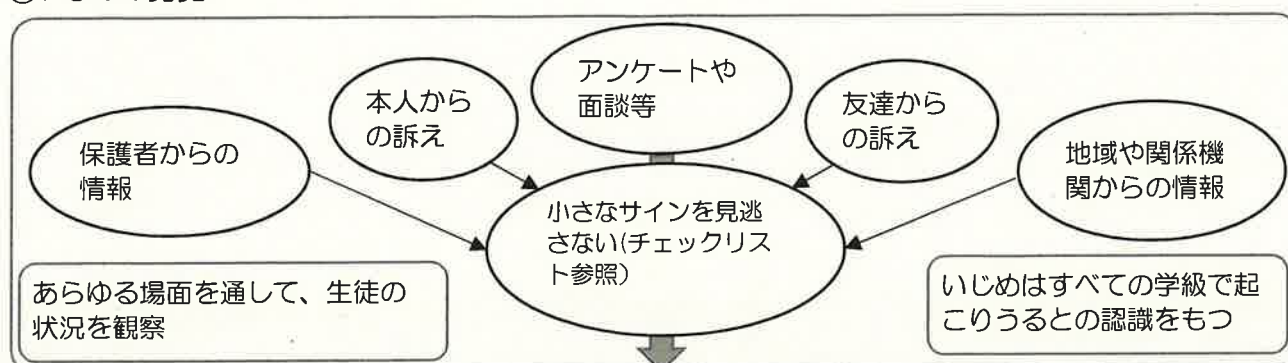
|        | 4月                                                                                            | 5月                                                   | 6月    | 7月 | 8月                   | 9月 | 10月                                  | 11月 | 12月 | 1月                 | 2月                                      | 3月 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------|----|----------------------|----|--------------------------------------|-----|-----|--------------------|-----------------------------------------|----|
| 会議・研修等 | ・学校いじめ防止組織の立ち上げ<br>・入学式、始業式で周知<br>・相談窓口等の周知<br>・①校内研修<br>・②校内研修<br>いじめ防止対策委員会(校内研修後に開催・臨時に開催) |                                                      |       |    |                      |    |                                      |     |     |                    | ・学校いじめ防止基本方針等の見直し<br>・小中情報交換会<br>・⑤校内研修 |    |
|        | 学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証                                                             |                                                      |       |    |                      |    |                                      |     |     |                    |                                         |    |
|        | 学級づくり・人間関係づくり・学校行事やさまざまな体験活動・道徳教育等の充実・わかる授業の実践                                                |                                                      |       |    |                      |    |                                      |     |     |                    |                                         |    |
| 未然防止   | 縦割活動，ありがとうカード，学級会，年中トーク・・・など，１年を通して行う活動                                                       |                                                      |       |    |                      |    |                                      |     |     |                    |                                         |    |
|        | ・体育祭<br>・異学年との交流<br>・挨拶運動                                                                     | ・個人懇談会による啓発活動<br>・学校のちの日の取り組み<br>・異学年との交流<br>・ネットリ教室 |       |    | ・合唱コンクール<br>・異学年との交流 |    | ・個人懇談会による啓発活動<br>・人権週間の取り組み<br>・挨拶運動 |     |     |                    |                                         |    |
|        | 日常的な児童生徒の観察・教職員間での情報交換                                                                        |                                                      |       |    |                      |    |                                      |     |     |                    |                                         |    |
| 早期発見   |                                                                                               | ・いじめアンケート<br>・①面談                                    | ・ＱＵ検査 |    |                      |    | ・②いじめアンケート<br>・②面談                   |     |     | ・③いじめアンケート<br>・③面談 |                                         |    |



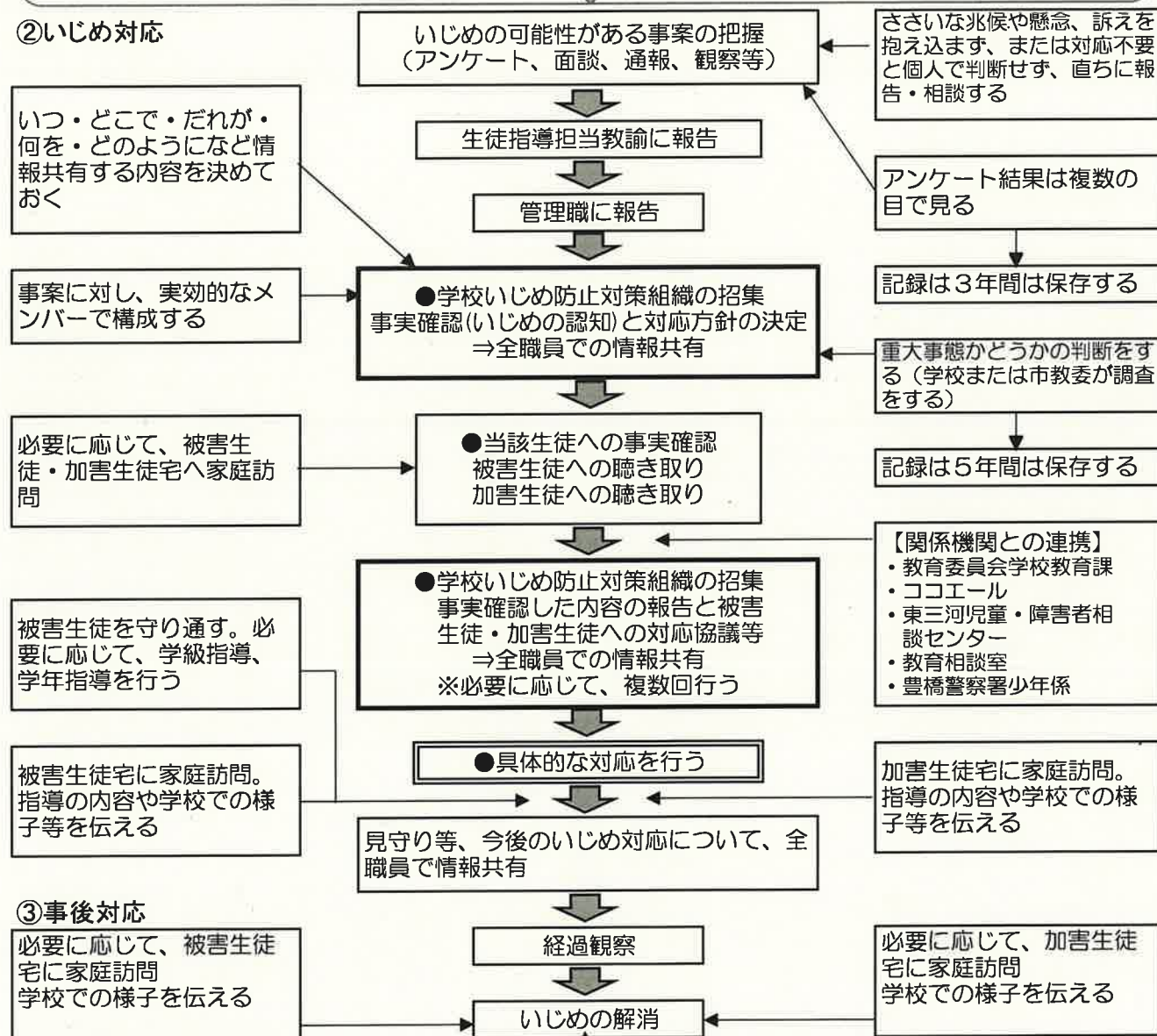
## いじめ早期発見・対応マニュアル

## 豊橋市立牟呂中学校

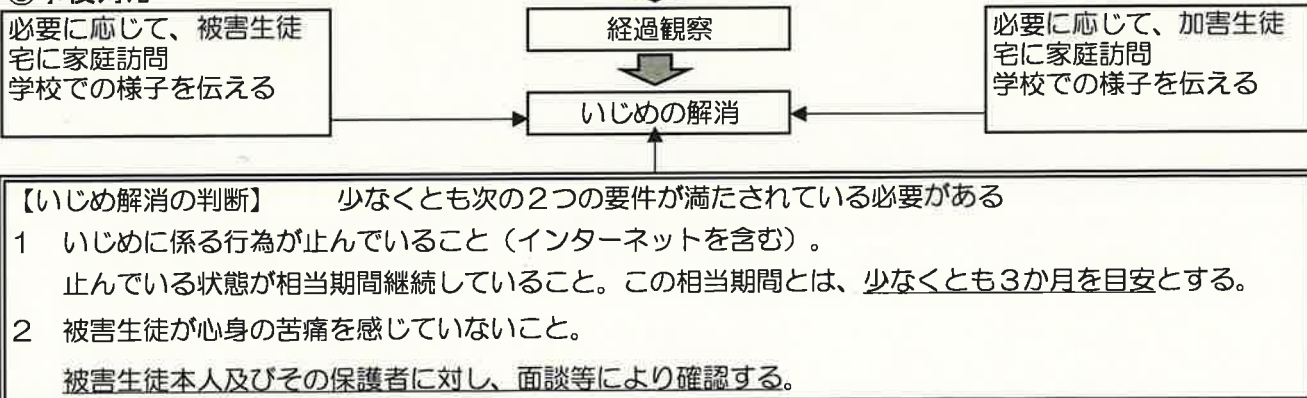
## ①いじめの発見



## ②いじめ対応



## ③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。  
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

## いじめ早期発見のためのチェックポイント

豊橋市立牟呂中学校

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ☐ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- ☐ 特定の子どもの気につかっている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 特定のグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ ささいなことで冷やかすグループがある
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもの残る

## いじめられている子

## ●日常の行動・表情の様子

- ☐ あいさつに対してははっきり反応しない
- ☐ あいさつをされない
- ☐ 登校時間が遅くなっている
- ☐ 遅刻・欠席が増えている
- ☐ 早退や一人で下校することが増えている
- ☐ 表情が暗く、うつむきがちになる
- ☐ 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- ☐ 服がひどく汚れていたり、ボタンが取れたりしている
- ☐ 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

## ●授業中・休み時間

- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- ☐ プリントが配付されない
- ☐ 班編成をしたとき、孤立する
- ☐ 学習用具がなくなる
- ☐ 発言すると、周囲がざわつく
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- ☐ 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

## ●給食・清掃の時間

- ☐ その子が配膳すると、嫌がるそぶりをする
- ☐ 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- ☐ 食べ物にいたずらをされる
- ☐ 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- ☐ 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- ☐ 一人で掃除や後片づけをしている
- ☐ その子の机やイスを運ぼうとしない
- ☐ みんなが嫌がる仕事をいつもしている

## いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直の受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに威嚇する表情をする

## いじめ早期対応のためのチェックポイント

豊橋市立牟呂中学校

## いじめの認知から早期対応に向けて

## ●日常の行動・表情の様子

- ☐ 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ☐ ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

## ●アンケートおよび個人面談

- ☐ アンケートを年間計画に位置づけ、定期的の実施している
- ☐ アンケートは、欠席者や不登校生徒などに対しても、もれなく実施している
- ☐ アンケートの結果は、複数の目で確認している
- ☐ 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- ☐ 個人面談の機会をもっている
- ☐ 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- ☐ アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

## 組織的な対応に向けて

- ☐ アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- ☐ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- ☐ いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- ☐ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- ☐ 被害生徒を守り通すという意識で対応している

## 重大事態への対応について

- ☐ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- ☐ 記録をきちんと残している  
 ※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は**少なくとも5年間は保存**することが望ましい。記録の廃棄については、被害生徒・保護者に説明の上行う  
 （いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより）
- ☐ 記録の引き継ぎがきちんと行われている



## いじめ防止対策のためのチェックポイント

豊橋市立牟呂中学校

## 学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

●教職員に対して

- ☐ 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- ☐ 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- ☐ いじめの相談窓口があることを周知している
- ☐ いじめの認知が「0」の場合、生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- ☐ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的にやっている
- ☐ 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- ☐ 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- ☐ アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている